



第3図 鹿児島城跡（山城）の縄張り図

保存活用計画の大綱及び基本方針

大綱

- ・ 史跡鹿児島城跡を将来にわたり適切に保存管理し、次世代に確実に継承する。
- ・ 史跡鹿児島城跡の調査・研究を継続して本質的価値の更なる掘り起こし等を行い、史跡鹿児島城跡の価値や魅力の向上を図る。
- ・ 史跡鹿児島城跡を訪れた人々が、安全に歴史的景観や自然景観に親しみ、その価値を理解できるように、積極的な公開活用、整備及び情報発信を行う。

基本方針

1 保存管理の基本方針

史跡鹿児島城跡の特色及び本質的価値を、天然記念物の本質的価値とともに、適切に保存管理し、地権者の理解と協力を得て追加指定を目指す。

2 活用の基本方針

調査等に基づく新たな情報を発信しつつ、地域の資産として、学習の場や観光資源など、広く来訪者や県民・市民に親しみと理解が得られる保存・活用策を充実させていく。

3 調査の基本方針

史跡鹿児島城跡については、絵図等や発掘調査の成果などをもとに、史跡周辺区域における遺構の残存状況等を確認しながら、その範囲を明確にし、本質的価値の向上を目指す。

4 整備の基本方針

(1) 天然記念物の現状保存に配慮しつつ、遺構の保存と顕在化に努め、「中世上山城を城の中心とし、近世にはその麓が居城として拡張された」城跡及び「西南戦争を経験した」城跡の特色が伝わる整備を目指す。

(2) 史跡本来の姿で保存することに努め、史跡鹿児島城跡に関する建造物や遺構の復元整備等を進めるに当たっては、各種の学術的な調査と検討会議等による検討を踏まえて慎重に実施する。

(3) 上記項目の実施に向けて、史跡鹿児島城跡の保存・活用のための将来像を計画する。また、具体的な整備や復元の際は、専門家の検討を踏まえ、天然記念物との関連性も念頭に、城跡のどの時期の姿を目指すか定める。

5 運営・体制の基本方針

史跡鹿児島城跡の保存管理・整備活用においては、鹿児島県及び鹿児島市が連携して、主体となって維持管理を行うとともに、城跡の調査研究を長期的な展望をもって組織的かつ継続的に実施し、その成果に基づき、地域の理解と協力を得ながら取り組める仕組みや体制づくりを検討する。



第4図 発掘調査（H29）での説明会及び「県民の日」での現地説明の様子

史跡鹿児島城跡の保存管理について

課 題

- ・ 天然記念物城山の保存活用計画を踏まえた遺構の保存と現状把握
- ・ 石垣の維持管理（石垣周辺の樹木の伐採等を含む。）
- ・ 指定地内既存施設と史跡の維持管理の調整
- ・ 管理に必要な施設（標識、説明板等）の設置

この他、文化財指定地外に想定されている城域の文化財保護法上の保存と管理についての検討。

課題への対策等

1 日常的な保存管理

- (1) 県文化財保護指導委員や鹿児島市担当職員による巡視等（石垣については、県担当職員）。
- (2) き損箇所等を把握した場合、管理者等は、文化庁へ報告し立入禁止措置や応急措置等を行う。

2 計画的な修理

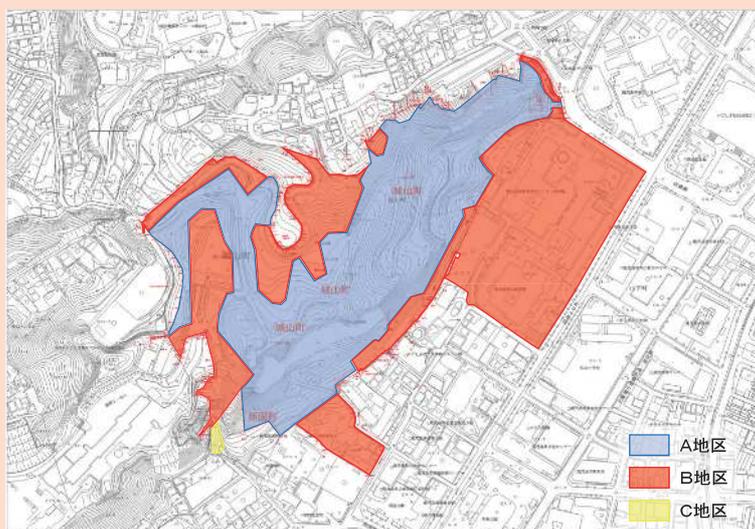
修理が必要な遺構（石垣や土塁など）や解説板については、事前に学術的な諸調査を行い、計画的に修理を行う。

3 現状変更について

- (1) 文化財保護法に基づき、「調査及び整備のための場合を除き、原則として現状変更を認めない」ものとする。
ただし、遺構の修復、安全対策のための措置及び既存施設の維持管理に必要な設備の改修については、遺構の保存措置を取ることを前提に必要な最低限の現状変更を認める。
- (2) 市及び県は、文化財保護法第120条に基づき、管理に必要な標識、説明板等の設置を行う。

4 地区区分の設定及び地区毎の現状変更取扱い基準（第5図）

- A地区 史跡及び天然記念物の保存管理上、原則として現状変更を認めない範囲
B地区 史跡の保存管理上、原則として現状変更を認めない範囲
C地区 史跡の現状変更について事前に市教委及び県教委と協議が必要な範囲



第5図 保存管理の地区区分図

史跡鹿児島城跡の活用について

課 題

- ・ 史跡鹿児島城跡の遺構（土塁や空堀等）を簡単に活用することが困難
- ・ 「『城山』地区と『居館』地区でひとつの城である」ことが伝わる活用
- ・ ガイドブックや解説板等の更新や多言語化、ボランティア研修等による周知広報が必要

課題への対策等

1 史跡鹿児島城跡の「本質的価値」を理解するための活用

- (1) 史跡鹿児島城跡の本質的価値及び「天守を築かない城づくり」の理解について取り組む。
- (2) 石垣の特徴、構築技術や西南戦争の痕跡などの顕在化・情報発信に努める。
- (3) 県及び市は、整備等に伴う調査成果をシンポジウムや黎明館等で公開する。

2 観光資源としての観点からの活用

- (1) 境界柱の打設や説明看板等（統一的デザインの採用と随時更新）の設置に取り組む。
- (2) 石垣について、特徴等や西南戦争の痕跡などに関する情報を提供する。
- (3) 黎明館等と史跡とを結ぶ周遊ルートは、当面は現状の設備を用いる。
- (4) 「VR鹿児島城」等の更新や多言語化、ボランティアガイド等への研修等の充実を図る。
- (5) 本県の日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」と連携する。
- (6) 黎明館及び県立図書館は、史跡の理解増進を担うガイダンス施設とする。
- (7) 「かごしま文化ゾーン連絡会」も、史跡の理解増進に繋がる取組を行う。

3 学校教育・生涯学習・地域連携の観点からの活用

- (1) 史跡や天然記念物を生かした郷土に誇りを持つ心の醸成に取り組む。
- (2) 「かごしま文化ゾーン連絡会」で史跡の理解増進に努める。
- (3) 石垣の伝統的技法・在来工法・道具等の理解増進に取り組む。
- (4) 「天然記念物城山」が戦火等を経ながら保存されてきたこと等についての理解増進に取り組む。



第6図 歴史・文化ゾーンマップ

4 中心市街地における街づくりの観点からの活用

- (1) 市は、「鹿児島市中心市街地活性化基本計画」等に基づく事業が実施される場合には、史跡及び天然記念物に配慮されたものとなるよう努める。
- (2) 市は、上記計画等が改訂される場合、史跡及び天然記念物を踏まえた修正について検討する。

史跡鹿児島城跡の調査について

課 題

- ・ 現在の街並みや天然記念物に埋もれてわかりにくくなっている遺構等の把握
- ・ 現存している石垣の構造解明
- ・ 指定地等の地下水位の把握
- ・ 遺構、遺物に関するこれまでの評価の検証や再度の分析
- ・ 文献等調査の休止
- ・ 「鹿児島城の範囲」の確定、追加指定等

課題への対策等

1 調査の方針及び主な対象

(1) 基本方針

鹿児島城跡の範囲、構造や変遷について、その解明等を目指す。

(2) 指定地について

山城の構造や中世上山城からの変遷の解明及び近代以降の変遷などを目的とする発掘調査を行う。

(3) 石垣について

- ア 修復・復旧整備等を行う場合は、事前に構造等の把握・情報収集に努める。
- イ 発掘調査は、専門家検討会議や文化庁の指導助言のもと、慎重に実施する。
- ウ 地下水位の調査を再開し、石材等に及ぼす影響等について調査分析を行う。

(4) 遺構及び遺物等について

- ア 発掘調査で発見された遺構は、現地保存する。
- イ 出土した遺物や記録図面類は、調査実施機関が管理する。

(5) 資料（文献・絵図等）について

黎明館や県立図書館等は、資料の収集や分析等を行う。

(6) 調査成果の取扱いについて

調査実施者は、調査終了後速やかに報告書等をまとめ公表する。

(7) 追加指定について

文化財未指定区域については、条件が整った土地について追加指定を目指す。



第7図 本丸と二之丸の間の堀



第8図 出土した鬼瓦

2 調査の役割分担の整理

専門家の指導のもと、担当者会議の事務局が、黎明館、県立埋蔵文化財センター、鹿児島市教育委員会と調整し、これら3機関が連携して実施することとする。

史跡鹿児島城跡の整備について

課 題

- ・ 史跡整備と天然記念物の保存の両立
- ・ 一体的な展示・解説・設置場所の検討
- ・ 石垣の維持管理、修復整備
- ・ 自然災害への対応（危険個所の把握及び表示、避難誘導対策等）

課題への対策等

1 史跡整備の全体の方向性

- (1) 史跡の本質的価値等が、県民・市民に理解される整備を目指す。
- (2) 整備の際は、天然記念物の保存対策にも配慮する。

2 来訪者や地域住民が親しみ活用するための整備

(1) 活用のための整備

ア 「城山」地区の整備は、安全対策と天然記念物の保存及び遺構の顕在化との両立を目指す。

イ 「居館」地区の整備は、発掘調査等で発見された施設（庭園等）の復元に取り組む。

ウ 復元整備を行う場合は、当面は幕末頃を基準とし、VR技術等も活用する。

エ 歴史的建造物を建設する場合は、御楼門建設と同様、委員会等を設置し慎重に検討する。

(2) 保存のための整備

ア 石垣の維持管理のための整備等及び石垣周辺の樹木伐採（必要な場合）。

イ 石垣の整備では、可能な限り、旧材を再利用し伝統的な技法や在来工法により実施する。

ウ 災害対策は、危険個所の現地表示（注意喚起）及び災害箇所の復旧を基本とする。



第9図 本丸庭園のCG復元

史跡鹿児島城跡の保存活用の運営・体制について

課 題

県及び市ともに、史跡鹿児島城跡の保存活用の実務及び調査研究を担当する体制がない。

課題への対策等

1 運営・体制の整備方針

- (1) 県及び市が担当国会議を設置し、専門家検討会議や文化庁の指導助言を得ながら運営する。
- (2) 県及び市は、鹿児島城跡の保存管理等を適切に運営できる体制の整備について検討する。

2 運営・体制の役割分担の整理

- (1) 県及び市は、担当国会議の場で緊密に連携して史跡全体を一体的に整備、活用していく。
- (2) 黎明館は、史跡の保存管理等について指導を得るための専門家検討会議を開催する。

編集・発行 歴史・美術センター黎明館
文化振興課